

「消費者委員会 食品表示部会 第8回加工食品の表示に関する調査会 資料」

に関するコメントペーパー

1. 加工食品における複合原材料の表示方法について…資料2

全体的なコメント

- 「複合原材料」の表示方法については「食品の表示に関する共同会議¹」において加工食品の表示方法の見直しについて検討が行われ、平成16年12月に「わかりやすい表示方法について」（食品の表示に関する共同会議報告書）がとりまとめられた。

その後、この報告書における提案に基づき、加工食品品質表示基準の改正を含めて、加工食品の表示方法の見直しが行なわれている。ここでは、現在の表示の考え方などの経緯が示されており、まずはこれまでの議論の経過を共有化した上で議論を進めるべきである。

- 提案の意図を明確に説明していただきたい。一見すると、一つの事項に対して2つのルールが存在するという状態が発生し、それにより（判断があいまいとなり）、表示取締り行政機関の間で齟齬が生じるであろうと考えられる。

現行の加工食品品質表示基準においては、複合原材料を用いている食品においては、複合原材料の名称を、当該複合原材料の原材料と共に表示しなければならないが、このルールを変更して、特定の複合原材料の名称を用いることを禁止し、構成する原材料のみをそれぞれ個々に分割して表示しなければならない場合の規定を定めることなのか。

それとも、現行の加工食品品質表示基準においては、複合原材料を用いている食品においては、複合原材料の名称を、当該複合原材料の原材料と共に表示しなければならないが、この現行のルールを維持しつつ、特定の複合原材料の場合には、当該複合原材料の名称を用いずに、構成する原材料のみをそれぞれ個々に分割して表示してもよいというルールを新たに策定しようとしているのか。

- そうならないため、関連するコーデックス規格を参照しながら（コーデックス規格では「複合原材料の最終製品に占める割合が5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できる」とする、『複合原材料の名称の範囲』が定められている）議論を進めるべきである。

- 提案の方向性には賛同するが、今後、食品製造者は食品産業の進展により開発されるであろう（現行の個別の品質表示基準に存在しない）あたらしい形態の複合原材料（製剤を含む）を食品原材料として利用した食品を消費者に提供することも考えられることから、過去の議論や海外の状況などを踏まえ、十分な議論をしなくてはならない。

¹「食品の表示に関する共同会議」（厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会）http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/kyodo_kaigi.html

個別のコメント

(2 ページ) 加工食品における複合原材料の表示方法について

②複合原材料の最終製品に占める割合が5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できる。
ミックスサンドに使用したマヨネーズが5%未満の場合、複合原材料の記載を省略し、「マヨネーズ」とのみ表示することができる。 : に関するコメント

- 日本における、現行の加工食品品質表示基準においては、「複合原材料の最終製品に占める割合が5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できる」としている。

一方、コーデックス規格 (Labelling of Prepackaged Foods (CODEX STAN 1-1985) 4.2.1.3) においては、複合原材料 (ある名称がコーデックス規格において、あるいは各国の法律において確立されている) に関しては、複合原材料の最終製品に占める割合が5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できるとなっている。

それゆえ、コーデックス規格では、マヨネーズ (日本の個別の品質表示基準において定められている) の場合には、複合原材料の原材料の記載を省略できるものの、5 ページの例に挙げられている加糖卵黄 (日本の個別の品質表示基準において定められていない) の場合には、複合原材料の最終製品に占める割合が5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できないことになる。

(3 ページ) 複合原材料の名称を記載せずに、構成する原材料のみをそれぞれ個々に分けて表示することの問題点

2 なお、コーデックスでは、中間原材料にあつては、複合原材料として表示することができるという規定になっており、必ずしも複合原材料の表示を必須としていない。 : に関して

- 引用されている翻訳は、(厳密には) 原文を正しく反映していない。

例えば、「二種類以上の原材料から成る製品であつて、原材料として用いられるものを複合原材料という。」という表現は、定義に言及する表現であり、定義のセクションに含まれることになる。

Labelling of Prepackaged Foods (CODEX STAN 1-1985)

4.2.1.3 Where an ingredient is itself the product of two or more ingredients, such a compound ingredient may be declared, as such, in the list of ingredients, provided that it is immediately accompanied by a list, in brackets, of its ingredients in descending order of proportion (m/m). Where a compound ingredient (for which a name has been established in a Codex standard or in national legislation) constitutes less than 5% of the food, the ingredients, other than food additives which serve a technological function in the finished product, need not to be declared.

(仮訳)

4.2.1.3 ある原材料が、それ自体2つ以上の原材料の製品である場合、このような複合原材料は、このようなものとして、原材料リスト中に表示されて差支えないが、この場合その複合原材料に、比率 (m/m) が少なくなる順でのその原材料の、括弧に入れられたリストを、すぐに接して付随させることを条件とする。ある複合原材料 (ある名称がコーデックス規格において、あるいは各国の法律において確立されている) が、当該食品の5%未満しか構成していない場合には、最終製品においてある技術的機能に寄与している食品添加物以外の、その複合原材料の原材料は、表示される必要はない。

- 「コーデックスでは、必ずしも複合原材料の表示を必須としていない」というよりはむしろ、コーデックスは、CODEX STAN 1-1985 のセクション 4.2.1.2 において、「すべての原材料は、当該食品の製造時において、入ってくる量 (m/m) が少なくなる順に記載されねばならない。」と規定しているものの、食品の製造においては、単独の原材料を用いるだけでなく、2つ以上の原材料から成る製品を原材料として用いるケースもあるであろう、そしてこのような場合には、この複合原材料を表示した方が、消費者に理解しやすいことなどを考慮に入れて、「このような複合原材料を、『このようなもの』として表示することを可としている」のであろう。

(3 ページ) 複合原材料の名称を記載せずに、構成する原材料のみをそれぞれ個々に分けて表示することの問題点

5 基準どおり、すべての複合原材料について一律に表示をすることが、消費者にとって分かりやすい情報提供となっているのか課題となっている。 : に関して

□ 現在の基準に基づく複合原材料の表示について、どのような問題が存在するのかを明確にすべきであろう。

例えば、「マヨネーズ」という複合原材料の名称を用いずに、個々にばらしてすべての原材料を、複合原材料の名称を表示せずに、表示した場合、「食用植物油、全卵、醸造酢」がほかの原材料の中に埋もれてしまいマヨネーズが用いられたのかもわからなくなる。食品事業者にとっては、ばらばらにしてしまうと、せっかくマヨネーズを用いたのに、マヨネーズを用いたことが消費者に伝わらないことになる。

(5 ページ) 論点 複合原材料を分割して表示することができるとした場合の条件 (案)

例① ○○ミックス粉とバターを使用して製造された製品

複合原材料: ○○ミックス粉
複合原材料中の原材料: 小麦粉、砂糖、コーンスターチ、アーモンドパウダー、ココアパウダー、乾燥卵黄、食塩
<表示例>

○ 複合原材料による表示

原材料名	○○ミックス粉(小麦粉、砂糖、コーンスターチ、アーモンドパウダー、 <u>その他</u>)、バター、膨張剤、香料



○ 分割して表示する方法

原材料名	小麦粉、砂糖、 <u>バター</u> 、コーンスターチ、 <u>アーモンドパウダー</u> 、 <u>ココアパウダー</u> 、 <u>乾燥卵黄</u> 、 <u>食塩</u> 、膨張剤、香料

※ (左-原材料名) 複合原材料に乾燥卵黄が含まれている以上、原材料リストに「原料の一部に卵が含まれている」旨の表示が必須。

□ 提案の方向性には賛成する。しかしながら、まずはこれまでの議論の経過を共有化した上で実態を調査し、慎重に議論を進めるべきである。でなければ、消費者への大切な情報伝達が失われてしまうケースがあるかもしれない。

(分割して表示することによるメリット)

「○○ミックス粉」という名称では、消費者がその中身を容易に把握できる名称となっておらず、構成する原材料の種類が多い場合には、分割して表示したほうがわかりやすい場合がある。…」と述べられており、ここで表に出てくるのはココアパウダー、乾燥卵黄と食塩であり、確かに情報量としては多いのか (アレルギー情報により卵、栄養成分表示において、食塩相当量の表示が行われるので、食塩の使用は分離せずとも想定可能)。

(分割して表示することによるデメリット)

しかし、○○ミックス粉 (小麦粉、砂糖、コーンスターチ、アーモンドパウダー、その他) という表示をばらしてしまうと、原材料として販売されている○○ミックス粉を当該食品事業者が用いて製造が行われたことが理解できないことになる。また、保健所等での監視指導において当該製造所が中間原材料を使用しているのか否かは、重要な情報になるのではないかと。

以上

参考)「複合原材料」に係る過去の議論

1. 複合原材料にかかわる議論 (食品の表示に関する共同会議より抜粋)

□複合原材料 (制度(当時)の問題点)

(第19回「食品の表示に関する共同会議」(平成16年9月29日)より)

(現状) 使用した全ての原材料を表示することにより、必要以上に表示が複雑化しており、「表示のわかりにくさ」の原因となっている。

- (1) 原材料名は「一般的な名称」で記載することとされているが、複合原材料の名称及び個々の原材料の名称が一般には理解しづらい名称の場合、記載方法が難しい。
- (2) 複合原材料の個々の原材料の記載が省略できるか否かが不明確。
- (3) 複合原材料の個々の原材料を記載する際、一般には「その他」表示が認められていないため、表示が困難。

□複合原材料の記載方法の考え方 (今後(当時)の方向)

- 複合原材料の規定は、使用した原材料についての情報を十分に提供し、かつ、表示が必要以上にわかりにくくならないとの観点から活用されるべき。
- このため、一般に理解される用語で記載することを基本とし、この観点から複合原材料の省略規定を適切に活用すべきではないか。

例えば、あんパンではパンを作る、あんこを練るという工程が考えられるが、最近は効率化が進み、パン生地については既にどこかでこねたものを冷凍輸入するとか、あんは加糖あんを使用するというのも有り得る。現在の原材料表示ではどの段階の原材料を使用したのかということは読みとれない。直前の原材料を表示するようにすればこのような情報も読みとれるようになる。これから先、ますます効率化が進み、一次原料を使用した製品が増えると思われる。そのこともらんで原材料表示を検討したい (事務局提案)。

2. 「わかりやすい表示方法について」報告書 (平成16年12月14日)より抜粋)

□ 原材料表示の運用改善

【原材料の記載にあたっての問題点】

加工食品の原材料や製法は多種多様であり、中間原料や多様な形態の原材料が使用される。かつては、加工食品は生鮮原料から一貫して製造される場合も多くあったが、製造工程の多様化、分業化等が進み、中間加工原料を使用して製造することが一般的になってきている。また、原料の下処理等手間暇のかかる工程を海外に委ね、国内では輸入した中間加工原料を組み立てたり、調味するだけの食品も増えており、消費者からはこうした中間加工原料に関する情報についても提供してほしいとの声がある。

□ 記載上の問題点

加工食品の原材料表示にあたっては、①使用した全ての原材料を記載、②原材料に占める重量割合の多い順に記載、という2つの基本ルールがある。食品事業者は、これを遵守するために、原材料表示を行うに先立って、原料調達先から当該原材料のレシピを入手し、中間加工原料については更に遡った当初の原材料まで分解して、添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え原料等の使用の有無を確認した上で個々の原材料の記載方法と記載順を決定している。この際、記載方法と記載順に関して、以下のような問題が生じている。

①記載方法

- ア. 一般的名称で表示することとされているが、中間加工原料を使用した場合等の一般的名称をどうするか
- イ. 同じ原材料を複数の中間加工原料に使用した場合、それぞれ別々に記載するか、合算して記載するか
- ウ. 複合原材料 (2種類以上の原材料からなる原材料) の原材料の記載方法をどうするか 等

②記載順

- ア. 乾燥原料、エキスを抽出する原料、揚げ油、水を加えた場合など、重量順の判断に困る場合がある、
- イ. 複数の同種原材料をまとめて記載する際に、重量順が不明確になる 等

□ 原材料表示の運用改善の検討

【中間加工原料の記載方法の原則】

- ・加工食品の原材料は、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を、一般的名称（原材料名：A）で記載することを基本とする。
- ・また、当該原材料が複合原材料であって一般に理解しにくい名称の場合、複合原材料の個々の原材料を括弧書きで記載。この際、個々の原材料のうち複合原材料に占める重量順が3位かつ重量割合が5%以下の場合には「その他」と記載可能（原材料名：A（a、b、その他））。
- ・当該原材料が、製品を構成する主要な原材料以外の原材料であって、製品中の複数の複合原材料を構成する原材料となっている等、複合原材料を個々の原材料にばらして合算して記載した方が合理的と判断される場合に限り、個々の原材料にばらして表示することも可能（原材料名：a、b、・・・）。ただし、この場合問われた時に使用した複合原材料を回答できる必要がある。

2. 平成18年8月の加工食品品質表示基準改正（複合原材料に関する部分についての記述） （加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示方法等）に関するQ&Aより抜粋）

- 多様な加工食品が製造されるようになり、表示を実施する事業者も多様化する中で、定められた様式（以下、別記様式）による表示方法のみでは、消費者への情報提供の観点から必ずしも十分ではない、表示に当たっての考え方を明確化すべき事項があるなどの課題が顕在化してきた。
- このような状況を踏まえ、加工食品の表示方法の見直しについて検討が行われ、平成16年12月に「わかりやすい表示方法について」（食品の表示に関する共同会議報告書）がとりまとめられ、この報告書における提案に基づき、加工食品品質表示基準の改正を含めて、加工食品の表示方法の見直しが行われた。
- 複合原材料については、
 - ・製品の原材料全体に占める重量の割合が5%未満のとき、又は、
 - ・名称からその原材料が明らかなきときは、複合原材料の原材料の記載を省略できることとされている。

しかしながら、上記以外の場合においては、複合原材料の名称の次に括弧を付して、食品添加物を除く使用した全ての原材料を括弧内に記載することが必要（注：食品添加物については、別途まとめて記載することが必要。）であったため、表示が煩雑化し、間違いも起こりやすくなるなど、複合原材料の原材料の表示は非常に困難な面があった。

こうした点を踏まえ、平成18年8月の加工食品品質表示基準改正では、上記に示した省略方法に加え、複合原材料の原材料のうち、複合原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該複合原材料に占める重量割合が5%未満の原材料については「その他」とまとめて記載することを可能とするなどの改正が行なわれた。